

○富里市予防接種健康被害調査委員会条例

昭和57年3月25日条例第6号

改正

平成11年3月25日条例第12号

平成16年6月25日条例第16号

平成19年3月22日条例第10号

平成23年1月1日条例第1号

平成25年6月21日条例第16号

富里市予防接種健康被害調査委員会条例

（設置目的）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、富里市予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に資することを目的とする。

（職務）

第2条 委員会は、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき、市長が行った予防接種及び市長が必要と認め行った予防接種による健康被害の届出があつた場合、当該事例について医学的見地から調査を行うものとする。

（組織）

第3条 委員会は、委員7人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者を市長が委嘱する。

- （1） 印旛保健所長
- （2） 公益社団法人印旛市郡医師会長
- （3） 富里市予防接種医代表 3人
- （4） 専門医師 2人

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報告)

第6条 会長は、会議の結果を文書をもつて市長に報告するものとする。

(委員会の事務)

第7条 委員会の事務は、予防接種主管課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年3月25日条例第12号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年6月25日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月22日条例第10号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年1月1日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年6月21日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。